

指定短期入所生活介護 契約書

様(以下、「利用者」といいます)と指定介護老人福祉施設 ニューフジホーム(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

この契約の契約期間は、契約日より利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間中の利用期間は【短期入所生活介護計画書】のとおりです。

3 利用者は、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。

利用期間の変更の申し出は、可能な限り速やかに行うこととします。

4 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。

第3条(短期入所生活介護の提供場所・内容)

短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホーム ニューフジホームです。所在地および設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。

2 利用者が利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。

3 事業者は、利用者の希望、状況等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。

4 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

6 利用者が入所する場合には、事業者は短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとします。また、作成した短期入所生活介護計画を利用者に交付するものとします。

第4条(サービスの提供の記録)

事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者またはその家族にお渡しします。

2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後2年間保管します。

3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第2項のサービス提供記録を閲覧できます。

4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第5条(料金)

利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を短期入所生活介護の利用毎に支払います。

- 2 事業者は、料金の合計額の請求書に明細を付して、利用終了日に利用者に交付します。
- 3 利用者は、料金の合計額を利用終了後日に窓口で現金で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第6条(利用開始前のサービスの中止)

利用者は、事業者に対して、利用中止を申し出ることができます。

- 2 利用中止の申し出は、事業者に対して可能な限り速やかに行うこととし、利用しなかった期間について料金の負担はありません。

第7条(利用期間中の中止)

利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。

- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第8条(料金の変更)

事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条(契約の終了)

利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、7日間の予告期間をおきます。
 - (1) 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合。
 - (2) 利用者またはその家族が、事業者または他の入所者に対して、この契約継続し難いほどの背信行為を行った場合。
 - (3) やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合。
 - (3) 利用者が介護認定を受けなかった場合。
 - (4) 利用者が死亡した場合。

第10条(秘密保持)

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いませぬ。

第11条(身元引受人)

利用者は、身元引受人を定めるものとします。身元引受人については、別紙【身元保証書】により定めるものとします。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

第12条(身元引受人の変更)

利用者は、身元引受人が死亡若しくは変更する時はその旨を直ちに事業者へ通知し、新たに身元引受人を立てるものとします。

第13条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条(緊急時の対応)

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。なお、受診等については原則としてご家族の対応となります。

第15条(連携)

事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条2項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第16条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条(契約の変更)

介護保険法改正等にかかわる契約書の変更が生じた場合は【契約書別紙】及び【重要事項説明書】への同意により行ないます。

